公文書非公開決定処分にかかる審査請求について（答申）

1　審査会の結論

審査請求人が、令和６年１月２３日付けで青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した公文書非公開決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

2　本件事案の経緯

(1) 審査請求人は、令和６年１月９日、実施機関に対し、青梅市情報公開条例（平成３０年条例第３１号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定にもとづき、令和５年１２月７日付けで実施機関が●●について記載した口頭事項受理書（外部からの連絡を受け、こども家庭センター職員が●●に関して口頭で受理した事項を記載した公文書をいう。以下「本件口頭事項受理書」という。）の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

(2) 実施機関は、令和６年１月１７日、本件公開請求に対し、公文書を公開しない決定（以下「本件処分」という。）をし、公文書非公開決定通知書（青こセ第●号）により、審査請求人に通知し、同年１月１８日、審査請求人は本件処分があったことを知った。

(3) 審査請求人は、令和６年１月２３日、実施機関に対し、本件審査請求をした。

(4) 実施機関は、令和６年２月２２日、本件審査請求について、青こセ第●号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。

(5) 前記(4)の諮問を受けた審査会は、令和６年２月２７日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成９年条例第３２号）第９条第１項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第６条第４項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。

(6) 前記(5)の求めを受けた審査請求人は、令和６年３月２７日、審査会に反論書を提出した。

(7) 審査会は、令和６年５月１日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関の口頭説明、審査請求人の口頭意見陳述および委員による協

議を行った。

3　争点

本件審査請求の争点は、本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

4　審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

条例第５条第１項にもとづき審査請求人が行った本件公開請求に対し、実施機関が令和６年１月１７日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、反論書および口頭意見陳述（本件審査請求の争点にかかる部分に限る。）によれば、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

ア　実施機関は、公文書を公開しない理由の一つとして、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。」を掲げるが、これは、本件公開請求をした公文書に記載された一部の個人に対してのものである。他方、公にしないことにより、当該公文書に記載された●●に在籍する他の複数の個人の権利利益を害していることは明らかであり、違法不当である。

イ　また、実施機関は、本件口頭事項受理書の内容を事実として捉えているのであれば、個人情報を伏せた上で公開することは可能であり、条例の目的に従い公開すべきである。

5　実施機関の説明の要旨

(1) 本件公開請求に対し、条例第７条第２号および第６号の規定にもとづき、本件処分をしたものである。

(2) 条例第７条第２号は、非公開として保護する情報として、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを規定している。

本件口頭事項受理書は、連絡の相手方の情報および受理内容を記録する欄には氏名、言動等の特定の個人を識別することができる情報が

記載され、また、個人の人格と密接に関わる情報が記載されており、それらが非公開として保護する個人に関する情報に該当する。

(3) 条例第７条第６号は、市の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることを規定している。これに該当するか否かは、公開することの利益と市の機関等が行う事務または事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断することになる。

本件口頭事項受理書には、その性質上、受理内容、受理時の対応および処理案を記載しており、受理内容が公開されることを連絡の相手方が認識した場合、自己に不利益な情報が公開されることを危惧して連絡を控えるなど、今後、実施機関は連絡を受けられなくなるおそれが高く、事実の把握が困難になることから、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当し、公開することの利益と比較して、事務または事業の適正な遂行を確保することによる利益が大きい。

(4) 以上の理由により、本件処分は違法または不当な点はないことから、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

６　審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

(1) 本件公開請求について

本件公開請求は、本件口頭事項受理書の公開を求めるものであるところ、実施機関は、条例第７条第２号および第６号に該当することを理由とし、非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分を維持することが妥当としていることから、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 条例の定め

ア　公文書の公開義務について、条例第７条柱書は、公開請求があったときは、当該公開請求にかかる公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開を実施機関に義務付ける旨を規定している。

イ　公文書の非公開情報について、条例第７条第２号本文および条例第７条第６号は、次のように規定している。

(ｱ) 条例第７条第２号本文は、非公開情報として、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルムもしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを規定している。

(ｲ) 条例第７条第６号は、非公開情報として、市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを規定している。

(3) 本件処分の妥当性について

ア　条例第７条第２号本文該当性（本件口頭事項受理書に記録された情報が条例第７条第２号本文に定める情報に該当するか否か）について

(ｱ) 条例第７条第２号本文は、前記(2)イ(ｱ)のとおり、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人識別情報」という。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「権利利益侵害情報」という。）を原則として非公開情報とする。

これは、情報公開に当たっては、公開請求権の保障（公開されることの利益）と個人等のプライバシーの正当な利益（公開されないことの利益）がそれぞれ適切に保護されるよう両者を調整する必要があるところ、プライバシーという概念は、その内容や保護されるべき範囲が必ずしも明確でないことから、同号本文の規定では、個人に関する情報のうち、個人識別情報と、権利利益侵

害情報を非公開情報とし、その他の情報についてはそれが個人に関する情報に関わるものであっても、条例にもとづく公開請求に応じて公開することとしたものと解される。

(ｲ) この点、審査請求人は、本件口頭事項受理書に記録される情報が個人識別情報および権利利益侵害情報に該当し、個人の尊厳および基本的人権の尊重の観点から最大限尊重する情報であるとの実施機関の説明は、一部の個人の権利利益のみを対象に保護するものであると考えられ、これは法の下の平等に反するものであり、認められない旨主張する。

(ｳ) しかしながら、前記(ｱ)の条例第７条第２号本文の趣旨に鑑みると、個人識別情報に該当するか否かは、当該情報により特定の個人を識別することができるか否かを基準として判断すべきであると解され、これを離れて、一部の個人にかかる個人識別情報のみを対象とするものか否かという基準で、当該情報が非公開情報に当たるか否かを決定することは、条例の解釈として、相当ということはできない。

(ｴ) また、権利利益侵害情報に該当する情報とは、前記(ｱ)の条例第７条第２号本文の趣旨を踏まえると、個人の人格と密接に関連し、当該個人の同意なしに第三者に流通されることが適切でないものなど、社会通念上、秘匿性の高い法的保護に値する情報をいうものと解される。そうすると、一部の個人の権利利益のみを対象とするものか否かという基準で、権利利益侵害情報の該当性を判断することは、条例の上記趣旨と相いれないから、審査請求人の主張は採用できない。

(ｵ) 本件口頭事項受理書について見ると、外部からの連絡を受けて、こども家庭センター職員が記載した、相手方の名前や受理内容にかかる対象者の氏名、言動等により特定の個人を識別することができる情報が記録され、また、●●における園児の様子など個人の人格と密接に関わる情報が記録されていることが認められる。

よって、本件口頭事項受理書に記録された情報は、個人識別情報に該当するとともに、特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても、関係者が知り得る情報と照合することにより、対象者をかなりの程度絞り込むことが可能であるとも考えられ、秘匿性の高い情報であることから、権利利益侵害情報に該当し、

条例第７条第２号本文に定める非公開事由に当たることが認められる。

イ　条例第７条第６号該当性（本件口頭事項受理書に記録された情報が条例第７条第６号に定める情報に該当するか否か）について

(ｱ) 条例第７条第６号の規定は、前記(2)イ(ｲ)のとおりであり、同号の趣旨は、市の機関等が行う事務または事業が、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由が認められることにあると解される。

このような趣旨からすれば、条例第７条第６号にいう「当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきである。また、同号の規定は、「適正な」との要件を付加していることからすれば、同号所定の非公開情報に当たるというためには、当該事務または事業が、その根拠となる規定の趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を考慮した上での適正な遂行といえるものであることが求められると解される。

(ｲ) この点、審査請求人は、実施機関が、本件口頭事項受理書の内容を事実として捉えているのであれば、条例の目的に沿って、個人情報を伏せて公開すべきであると主張する。

(ｳ) これに対し、実施機関は、口頭説明において、本件口頭事項受理書は、条例第７条第６号に関係し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による守秘義務の範囲内で行っている業務で作成した公文書であることから、部分的な非公開（一部公開）では、個人の権利利益を保護することはできないと主張する。

(ｴ) 実施機関が行うこども家庭センター事業について確認すると、児童虐待の通告を受け、または、１８歳未満の児童とその家族の問題に関する相談を受ける事業が行われている。

このうち、児童福祉法第２５条または児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第６条にもとづく通告については、虐待を行っている者等に対し、通告したことが漏れることに不安を抱き、通告をためらうようなことになれば、要保護児童

の早期発見・早期保護を目的に、全国民に通告義務を課した趣旨が没却されることになることから、通報者特定情報の秘匿が当然に要求されていると解され、児童虐待の防止等に関する法律第７条は、その確認的規定であると考えられる。

また、１８歳未満の児童とその家族の問題に関する相談を受けるものについては、実施機関におけるこども家庭センター事業のホームページにおいて、「相談内容はすべて秘密を守ります。」とされ、当該相談内容について公開されないことが前提となっていたという事情が認められる。

(ｵ) そうすると、本件口頭事項受理書に記載された内容が児童虐待の通告に相当するものであるかどうかはさておき、こども家庭センター事業における相談については、基本的に秘密保持を前提としていたことからすれば、本件口頭事項受理書には、その性質上、相手方の情報、実施機関が受理した内容、受理時の対応および処理案が記録されるものであり、相手方が当該受理内容が公開されることを認識した場合、自己に不利益な情報が公開されることを危惧して連絡をためらい、十分な連絡を控えたりするなど、今後の同種の連絡を受けられなくなるおそれがあり、事実の正確な把握を困難にするおそれがあると客観的に認められる。

また、本件口頭事項受理書の内容は、実施機関におけるこども家庭センター事業にかかるものであり、当該事業は児童福祉法等の規定にもとづき、守秘義務が課されていることを踏まえる必要があることから、この趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等を考慮してもなお、適正な事業の遂行であると認められる。

(ｶ) 以上のとおり、本件口頭事項受理書に記録された情報は、条例第７条第６号に定める情報に該当することが認められる。

なお、審査請求人が主張する、本件口頭事項受理書を部分公開とすべきかについては、本来、条例第７条第１号に規定する法令秘情報（法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報）として非公開にすべき公文書とも思われ、その性質上、部分公開にはなじまないことから、その全部を非公開とすべきあると考える。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記

判断を左右するものではない。

(5) 付言

審査請求人は、●●●●●●●●●の公開を求めたのであるが、その目的は、当該●●で発生した事象にかかる当事者の申出の内容を正確に把握し、その上で、当該当事者との話合いを進めていくためとのことである。

一般論としては、実施機関と●●は、こどもの健全な心身の発達のために相互に連携して適切な対応を図ることが求められる立場にあることから、情報共有を密にして、こどもの福祉を積極的に増進するために、より一層議論が尽くされることを望むものである。

7　結論

以上により、本件公開請求を非公開とした本件処分は適法かつ適正であるから「1　審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年7月26日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊　東　健　次（会長）

飛　弾　直　文

橋　本　基　弘

齊　藤　和　弥